

## 滋賀県森林 CO2 吸収量認証制度評価基準

### 1 趣旨

滋賀県森林 CO2 吸収量認証制度実施要領（以下「要領」という。）第 4 条に規定する CO2 吸収量の算定は、この基準に定めるところによる。なお、この基準は、最新の科学的成果等にもとづき、必要に応じて改正する。

### 第 2 算定方法

#### 1 算出式

CO2 の吸収量については、整備を行った森林の幹の成長量をもとに、気候変動に関する政府間パネルのガイドラインに準じ、算定対象期間の吸収量を次の式により算定する。

$$\text{CO2 吸収量} = \text{森林面積} \times \text{幹の成長量} \times \text{容積密度} \times \text{拡大係数} \times (1 + \text{地下部・地上部比}) \times \text{炭素含有率} \times \text{CO2 換算係数}$$

#### 2 算定対象期間

森林整備実施後の二酸化炭素吸収量（t - CO2）を以下のとおり評価します。

##### 1) 初回の申請につき

平成 20 年 4 月 1 日以降に実施した森林整備であって、5 年以内に実施した森林整備を一括申請することが可能とします。

##### 2) 2 回目以降

前年度の整備実施後 1 年間

#### 3 留意事項

植栽と下刈りなど異なる森林整備を同一箇所で同一年に実施した場合については、それぞれの森林整備の CO2 吸収量を加算しない。

### 第 3 用語の定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによるものとし、4 から 7 の係数は日本国温室効果ガスインベントリ報告書（2008 年 5 月 16 日）の「表 7-4 森林簿樹種の BEF , Root-Shoot ratio , 容積密度数」に示されている数値（別記）による。

#### 1 CO2 吸収量

対象森林における森林整備時点の 1 年間あたりの CO2 吸収量（t-CO2 / 年）

#### 2 森林面積

企業等が自主的な活動として森林整備を実施または支援した森林（要領別表に掲げる森林整備の基準を満たすものに限る）の面積（ha）

### 3 幹の成長量

滋賀県林分収穫表により算出した単位面積あたりの年間成長量 (m<sup>3</sup> / ha・年)

### 4 容積密度

成長量をバイオマス量 (乾燥重量) に換算するための係数 (t / m<sup>3</sup>)

### 5 拡大係数

幹材積の成長量に枝や葉の成長量を加算補正するための係数

### 6 地下部・地上部比

地上部の量に対する地下部の量の割合

### 7 炭素含有率

樹木の乾燥重量に占める炭素比率

### 8 CO<sub>2</sub> 換算係数

炭素量を CO<sub>2</sub> に換算するための係数 (44 / 12 = 3.67)

## 第4 計算に用いるデータ

滋賀県林分収穫表および別記係数等

## 第5 地位級の決定方法

現地調査の結果等に基づき、次の手順で地位級 (土地の生産力を示す等級) を決定する。

### 1 整備地の林齢が10年生以下の場合

樹種にかかわらず、林齢が10年生以下の場合は、滋賀県林分収穫表が適用できないため、地位 等級を採用する。

### 2 整備地の林齢が11年生以上の場合

標準地調査の結果から、滋賀県林分収穫表にて地位を決定する。

## 第6 算定

第2の1の算出式に基づき、既存の地位指数曲線および滋賀県林分収穫表の該当値から二酸化炭素吸収量を算定し、その結果を結果表 (様式第1号) に取りまとめる。

## 附則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

別記（第4関係）

樹種別の拡大係数、地下部・地上部比、容積密度

区分	容積 密度	拡大係数		地下部 ・ 地上部比	炭素 含有率	CO <sub>2</sub> 換算係数
		20年以下 (林齢)	21年以上 (林齢)			
針葉樹	スギ	0.314	1.57	1.23	0.5	44/12
	ヒノキ	0.407	1.55	1.24		
	マツ類	0.416	1.63	1.23		
	その他	0.423	1.40	1.40		
広葉樹	ナラ類	0.619	1.40	1.26		
	その他	0.619	1.40	1.26		

注 1) 日本国温室効果ガスインベントリ報告書（2008年5月16日）「表 7-4 森林簿樹種のBEF, Root-shoot ratio, 容積密度数」から作成

